

不当要求拒否します!!

私たちの決意!!

反社会的勢力による不当要求には  
組織で対応、平素の対策。

暴力団追放三ない運動

暴力団を  
利用しない

暴力団を  
恐れない

暴力団に  
金を出さない





# 図書等購読要求対応マニュアル

## ■ 基本原則 ■

種々機関誌(紙)・図書等を購読するしないは、各企業の自由意思に任されています。民法上の「契約自由の原則」により必要とするものか否かを判断し、その判断に基づき、相手方に明確に意思表示することが大切です。

## ■ 対応要領 ■

### 電話による要求を断る場合

- 電話による要求に対しては「**必要ありません**」と明確に拒否すること。

「同業他社の多くが協賛している」、  
「こちらの主義・主張に反対するのか」、  
「今回一回限りで結構だ」

などと強引に要求されても、その場しのぎに要求に応じたり、あやふやな返事をしないで、

「**きっぱり拒否**」しましょう。

この場合、断る理由を告げる必要はありません。

### 送り付けられてきた図書等を返送する場合

- 開封前の返送

メモ紙に「**受取拒否**」と記載し、受取人の名前を記載して押印した上、郵便物等の宛名面に貼付し、郵便局等を通じて返送します。

- 開封後の返送

購読拒否の意志を相手側に明確に伝える文書(下記文例参照)を同封の上、「配達証明郵便」、「簡易書留」、「宅配便」により返送します。

なお、後日の紛議に備え、書留郵便物受領書や宅配便の送付依頼書、同封した文書の控えは保管しておきましょう。

(文例)

当社は、機関誌(紙)○○○を注文した事例もなく、購読する意思もありませんので、送付された○○○を返送します。また、今後も購読する意思がないので、送付しないでください。

# えせ右翼団体等の街頭宣伝行為等に対する対応マニュアル

えせ右翼、えせ同和行為者等の社会運動等標ぼうゴロは企業に対する不当要求に応じさせるための手段として、街宣車等を使用した街宣活動を活発に行っています。

このような街宣行為については、裁判所に「仮処分」の申し立てをすることで、対抗することができます。

## ■ 仮処分の種類 ■

反社会的勢力からの不当行為については、次の仮処分を裁判所に申立てすることで対抗できます。

- 執拗な面会要求や架電に対して  
「**面談強要禁止、架電禁止の仮処分**」
- いやがらせのための訪問や工事現場での妨害行為に対して  
「**立入禁止、妨害行為禁止の仮処分**」
- 執拗な街宣活動に対して  
「**街宣活動禁止、文書配布禁止の仮処分**」
- 組事務所明渡しなどに対して  
「**占有移転禁止、使用禁止の仮処分**」  
「**明渡断行の仮処分**」

## ■ 街宣行為をされた場合の 具体的対応要領

街宣活動禁止の仮処分を申立てするためには、

- 街頭宣伝車を写真・ビデオ等により撮影し、ナンバー・団体名を記録する。
- 演説や軍歌・読経等を録音し、録音の日時、場所を必ず記録する。

等により行為者を特定し、街宣行為の事実を立証する必要があります。

注：カメラによる撮影や録音機による録音だけに頼ることなく必ずメモをとり、文書化しておくことも大切です。



# 暴力追放運動推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 5 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動
- 8 その他の活動
  - ・不当要求防止責任者講習の実施
  - ・各種貸借機材の貸出し